

# 訴 状

平成29年9月13日

大阪地方裁判所 御中

損害賠償等請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一

《原告住所・送達場所》

〒594-1155 大阪府和泉市緑ヶ丘2丁目13番10号

電話 0725-54-2626

FAX 020-4669-6920

被告 和泉市長 辻宏康

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

電話 0725-41-1551

FAX 0725-45-9352

訴訟物の価格 算定不能

印紙額 金1万3000円

請求の趣旨

- 1 被告和泉市長は、辻宏康に対し24,704千円の金員及びこれに対する訴状送達の

日の翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

- 2 被告和泉市長は、社会福祉法人遺徳会に対し24,704千円の金員及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因

#### 第1 当事者

- 1 原告は、和泉市の住民である。
- 2 被告辻宏康は、和泉市の市長である。
- 3 請求の相手方辻宏康は、本件支出に関し権限を有する者であり、社会福祉法人遺徳会は平成28年度和泉市児童発達支援センター事業補助金を受領した者である。

#### 第2 違法対象事実

和泉市長は社会福祉法人遺徳会に対し、平成28年度和泉市児童発達支援センター事業補助金(以下本件補助金)として、24,704千円の金員を支出した。  
本件補助金は違法な公金支出である。(甲4)

#### 第3 事案の概要

平成24年4月に児童福祉法が改正され、障がい児通所支援の事業主体は基本的に市町村が行う事となったが、事業の内容から福祉型で重症心身障がい児にも対応できる民間施設が行う事が適切となり、公募の結果社会福祉法人遺徳会が受託し、

平成27年7月に和泉はつがの園が開設された。

和泉はつがの園は開所以来赤字が続き、市の担当部局は平成28年度当初予算で同所への補助金支出の検討を行ったが(甲1 事実証明第2号)、経営状況を確認する必要があるとして、平成29年度予算で検討することとなった。その後本件補助金を平成28年補正予算として措置することとなり、補正予算が議会に上程され(甲1 事実証明第1号)可決成立し、国基準を上回る職員の配置に対する経費の増分を補填する補助金が支出された。

本件補助金に関する時系列経過は以下の通りである。

- ・28年12月20日 補正予算可決
- ・29年1月10日 児童発達支援センター事業補助金交付要綱施行
- ・29年3月6日 補助金交付申請(甲1 事実証明第6号)
- ・29年3月27日 補助金交付決定(甲3の1)
- ・29年3月31日 変更後補助金交付決定(甲3の2)
- ・29年3月31日 支出負担行為(甲4)
- ・29年3月31日 補助金確定通知
- ・29年5月22日 支出命令(甲1 事実証明第7号)

#### 第4 本件補助金の違法性

本件補助金の支出は、以下の二つの点で違法又は不法な支出である。

##### 1 本件補助金は公益に資するものでない事

地方自治法232条の2は、「普通地方公共団体は、公益上必要がある場合は、寄附又は補助をすることができる。」と規定しており、公益上必要の概念は、政治的ないし技術性の高い概念であり、第1次的には地方公共団体に裁量権がある。しかし、公益上の必要性の認定は、全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない、その判断に地方公共団体の長がその裁量権を逸脱し、又は濫用した場合には違法と判断すべきものである。

補助金とは、国や地方公共団体の施策の推進手段として交付するものであるから、既に実施された事業はその対象とはなりえない。本件補助金は和泉市児童発達支援センター事業補助金交付要綱(甲1 事実証明第4号)によれば、障がいのある子どもや重症心身障がい児等の療育環境を整備し、多様化する障がい児支援の充実に目的に(公益目的)、大阪府の配置基準を超えた専門職員の配置を促進するため、その人件費を補助することとしたものである。

本件補助金の対象は平成28年度の児童発達支援センター事業についてのものであるが、前述経過のように本件補助金の交付申請がH29年3月8日、交付決定が変更前がH29年3月27日、変更後がH29年3月31日であり、既に該事業は実質的に終了しており、促進の効果を観念する余地は無い。従ってその分については補助金を支出しても大凡公益に資するものとは認められない。

又和泉市補助金等交付規則第8条には「補助事業者は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示を遵守し、善良な管理者の注意をもって誠実に補助事業を行わなければならない」と定められ、補助金交付決定時に未了の事業を補助金の対象としていることは明らかである。

又地方財務実務提要(甲5)にも「災害関係の補助金のようにその性質上事務事業完了後に補助することがやむを得ないと考えられる場合を除いては、既に完了した事務事業について補助することは、助長・奨励の効果が期待できないとか、補助事業の適正な執行の確保について、補助行政庁の監督が及ぼせないなどの理由から適当でない。」とされている。

以上から本件補助金の支出は、客観的にも公益上必要であるとは認められず、従ってそのような補助金の支出は裁量権を逸脱し、違法と解せられる。和泉市ではかつてこのような完了した事業への補助金の支出が1件もなかった事もこれを裏付けている。

## 2 本件補助金支出に不透明な点が見られる事

(1) 28年度当初予算との整合性

平成28年度当初予算では国基準を上回る専門士等配置に対し、その給与を補填するため約800万円の補助金の要求を行ったが、一度経営実績を確認するため平成29年度へ先送りしたものが、いかなる理由で補正予算として計上されたのか、またその補助額が最大3,000万円と4倍にも増加した理由が不透明である。

(2) 補助理由の不整合

本件補助金支出の理由が、国の配置基準を上回る職員の配置(いわゆる加配)に対する給与の補填としているが、このような加配は本件事業を受託する際に前提としていたもので(甲7)、和泉はつがの園はこれをもとに受託したのであるから、これに伴う損益の影響は自ら負担すべき筋合いのもので補助の理由とはなりえない。現実にも赤字経営の原因は、平成28年12月議会の厚生文教員会の市の説明では、加配の影響ではなく放課後デイサービスを提供する事業者が増え、その結果放課後デイサービスの需要が大幅に少なくなった事が原因とされている。(甲6)

(3) 和泉市の管理不足

障がい児通所支援の事業は本来市が行うべき事業であり、それを児童発達支援センターとして和泉はつがの園が運営し、一方国や府から交付金が給付され、市からも施設整備に対し補助しているのであるから、和泉市にはこの事業の運営を管理する責任がある。ところが月々の事業報告を受ける等の管理は全くなされていなく、その結果が児童発達支援センターの赤字につながった面は否定できない。又市と事業者間の取決めにあたる協定書に類するものも存在しない。(甲6)

## 第5 市長の責任について

地方公共団体の長の権限に属する財務会計上の行為を補助職員が専決により処理した場合は、管理者は、補助職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意又は過失により右補助職員が財務会

計上の違法行為をすることを阻止しなかったときは、普通地方公共団体が被った損害につき賠償責任を負う。(平成3年12月20日最高裁判所第二小法廷)

本件補助金の支出については、平成28年12月定例会の厚生文教員会で、補正予算が審議されたときに、多くの委員から疑義が発せられていたにも関わらず、その適法性を何ら検討せず、違法な本件補助金を支出したことは市長の重大な過失であり、少なくとも過失は免れない。(甲6)

#### 第6 本件補助金を受領した者の責任について

既に述べたごとく本件補助金は法律上の原因が無いことは明らかであり、本件補助金を受領した者は不当利得返還義務があると解すべきである。又その行為に悪意がある。

#### 第7 和泉市の損害

違法に支出した補助金24,704千円が和泉市の損害となる。

#### 第8 監査請求

原告は平成29年6月20日付けで、和泉市監査委員に対し地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求を行ったところ、平成29年8月18日付けで和泉市監査委員より、請求に理由が無いとの通知を受けた。

(甲第1、2号証参照)

#### 第9 結論

以上、被告和泉市長に対し、地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき辻宏康に対し損害賠償を、社会福祉法人遺徳会に不当利得返還を請求する事を求める。

以上

添付書面

社会福祉法人遺徳会の現在事項全部証明書

証拠方法

証拠説明書(平成29年9月13日付け)による